

☆はじめにお読みください☆

- 「国際郵便貨物問合せシート」へはできるだけ詳しく記載してください。
- 「国際郵便貨物問合せシート」につきましては、輸入者各位の申請に基づいた用途に対して輸入届出の要否を判断しています。
万一、記載された用途以外での使用(販売または営業上使用等)が判明した場合、食品衛生法第 27 条違反となり、罰金等の対象となる場合がありますのでご注意ください。
貨物通関前に使用の用途が変更になる場合は、必ず東京検疫所食品監視課([TEL:03-3599-1520](tel:03-3599-1520))まで連絡をお願いいたします。

「EMS(国際郵便貨物)問合せ」に関するFAQは次ページから



「EMS(国際郵便貨物)問合せ」に関するFAQ

○問合せの流れに関する FAQ

Q1. なぜ検疫所に「国際郵便貨物問合せシート」を送信しなければいけないのですか。

A1. 外国から到着した郵便物(貨物)について「販売又は営業上使用する」食品等の場合は、厚生労働省検疫所(東京検疫所)へ輸入届出が必要となります。東京税関東京外郵出張所での貨物検査にて届出対象と思われる貨物があった場合、検疫所が「貨物の用途」を確認し、「輸入届出が必要なのか不要なのか」の判断を行います。そのため「国際郵便貨物問合せシート」の送信をお願いしています。

Q2. 「国際郵便貨物問合せシート」はどのように送信すればよいですか。

A2. FAX を利用し、税関からの通知はがきのコピーと共に当課(FAX:03-5530-2153)まで送信ください。

Q3. 東京税関外郵出張所から『外国から到着した郵便物の税関手続きのお知らせ』のはがきが届いていませんが、インボイスの内容だけで「国際郵便貨物問合せシート」を送信しても良いでしょうか。

A3. 国際郵便貨物問い合わせシートの「1.名宛人」、「2. 貨物の情報(追跡番号=トラッキングナンバー)」、「3. 貨物の概要」等全ての内容が記入出来るのであれば送信は可能です。

Q4. 検疫所より「届出不要」と回答を受けました。その後はどうすればよいですか。

A4. 当課より「届出不要」の回答があった場合は、東京税関東京外郵出張所 (TEL:03-5665-3755・3750)にお電話をしていただき、「東京検疫所(担当者)より「届出不要」との回答があった」旨をお伝えください。 ※東京税関東京外郵出張所の受付時間は東京税関へご確認ください。

Q5.検疫所より「届出必要」と回答を受けました。その後はどうすればよいですか。

A5.当課より「届出必要」の回答があった場合は、東京税関東京外郵出張所（TEL：03-5665-3755・3750）にお電話にて「届出」を提出する旨をご連絡いただき、貨物の留め置きをご依頼ください。

次に東京検疫所食品監視課のHP

(https://www.forth.go.jp/keneki/tokyo/kanshi_hp/a001.html)の「届出手続きの方法」をお読みいただき輸入手続きへお進みください。※東京税関東京外郵出張所の受付時間は東京税関へご確認ください。

Q6.検疫所より「記載内容不足」と連絡を受けました。その後はどうすればよいですか。

A6.当課より「記載内容不足」の連絡があった場合は、不足内容についての詳細を追記し、再度「国際郵便貨物問合せシート」の送信をお願いします。

○記載内容に関する FAQ

Q7. 名宛人が事業者名(法人名・屋号等)となっていますが、個人の貨物です。自宅での受取が出来ないので送付先を事業者名(法人名・屋号等)としました。その場合の記載方法を教えてください。

A7. 事業者名(法人名・屋号等)と個人名を名宛人欄に記載してください。また、備考欄に「自宅での受取が出来ないので送付先を事業者名(法人名・屋号等)としました。」等の理由を記載してください。

Q8. 名宛人が個人名ですが、実際は事業者としての貨物です。どのように記載すれば良いでしょうか。

A8. 事業者名(法人名・屋号等)と個人名を名宛人欄に記載してください。

Q9. 貨物が複数個あり記載枠が足りません。どうしたら良いですか。

A9. 通知番号(郵便物の番号)が4つ以上ある場合は、別紙に記載してください。

Q10. 海外の友人からの贈り物のため「貨物の概要」が判りません。どうしたら良いでしょうか。

A10. 検疫所では貨物の管理はしておりません。貨物の責任は輸入者にありますので貨物の情報(品や重量等)について不明な点がある場合は、自身で調べていただくか送り主に確認いただくかの対応をお願いします。

Q11. 複数のアイテムが混在しており、重量の詳細が分かりません。どのようにすればよいでしょうか。

A11. 本問合せの段階では、詳細な重量の情報が必要な訳ではないため、およその重量を記載してください。また、お皿やコップをはじめとした食器類については、材質および各個数(例:陶器製マグカップ、2 個)を記載いただければ重量の記載は省略しても問題ございません。

Q12.「貨物の用途」が複数あります。その場合の記載方法を教えてください。

A12.「貨物の用途」につきましては、主となる用途に✓を入れてください。その他の用途につきましては備考欄に記載をお願いします。

【ご注意ください】

「貨物の用途」について「貨物の概要」との整合性がない場合、「届出必要」と回答する場合があります。届出要否の判断材料となりますので備考欄には参考情報等を記載いただきますようよろしくお願いいたします。